

副本

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔鳳泰ほか10名

被告 国

準備書面 (11)

平成23年3月18日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

福光洋子



益子浩志



小野啓一



安部憲明



舟津龍代



川口耕一郎



山崎智章



小林麻紀



岡部大介



日下正泰



篠原亮子



被告は、本準備書面において、御庁の平成22年11月10日付け「事務連絡」に記載された各事項について、回答するとともに、従前の主張を補充する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるものほか従前の例による。

第1 「1 次にかかる事項の具体的な内容を含め、昭和26年から昭和40年までの間に行われた日本国政府と大韓民国政府との間の会談及び同年6月22日に日韓基本条約の締結に係る内容・経緯等に関する客観的事実」について

1 「(1) 日本と韓国との間の国交正常化交渉において重要な懸案事項であった竹島問題（被告準備書面(1) 6ページ、21ページ以下参照）、日本政府が提示していた具体的な解決策（被告準備書面(3) 39ページ）を含む。」について

(1) 日本と韓国との間の国交正常化交渉において重要な懸案事項であった竹島問題（被告準備書面(1) 6ページ、21ページ以下）について

ア 「竹島問題」の具体的な内容について

日本政府は、遅くとも江戸時代初期にあたる17世紀半ばには、竹島の領有権を確立していた。日本政府は、島根県知事等の意見を聴取した上、明治38年（1905年）の閣議決定をもって竹島を島根県に編入し、竹島を領有する意思を再確認した。

昭和26年（1951年）9月に署名された日本国との平和条約（以下「サンフランシスコ平和条約」という。）の起草過程において、韓国が米国に対し日本が権利、権限及び請求権を放棄する地域の一つに竹島を加えるようになっており、米国が韓国側の主張を明確に否定した事実、及び日米行政協定に基づき同協定の実施に関する日米間の協議機関として設立された合同委員会において、竹島について協議され、かつ竹島が在日米軍の使用する区域としての決定を受けたという事実は、竹島が日本の領土であることを如実に示すものである。

他方、昭和27年（1952年）1月、李承晩韓国大統領は、「海洋主権

宣言」を行い、国際法に反するいわゆる「李承晩ライン」を一方的に設定し、そのライン内に竹島を取り込んだ。

昭和28年（1953年）7月、海上保安庁の巡視船が、韓国漁船を護っていた韓国官憲から銃撃を受ける事件が発生し、昭和29年（1954年）6月には、韓国内務部は、韓国沿岸警備隊が駐留部隊を竹島に派遣した旨発表した。韓国は、上記駐留部隊の派遣後も、竹島に引き続き警備隊員を常駐させるとともに、宿舎や監視所、灯台、接岸施設等を構築している。

このような韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではない。

上記のような韓国政府の行為は、竹島の領有権は日本国が有するとする日本政府の立場からは決して容認できるものではなく、日本政府は、竹島をめぐり韓国政府が何らかの措置等を行う度に厳重な抗議を重ねるとともに、その撤回を求めている。

イ 「竹島問題において日本政府が提示していた具体的解決策」の具体的内容について

日本政府は、竹島問題を平和的手段により解決するべく、昭和29年（1954年）9月、口上書をもって竹島の領有権問題を国際司法裁判所に付託することを韓国政府に提案したが、同年10月、韓国政府は上記提案を拒否した。

また、昭和37年（1962年）3月に開催された日韓外相会談においても、小坂善太郎外務大臣が崔徳新韓国外務部長官に対し、竹島問題を国際司法裁判所に付託することを提案したが、韓国政府はこれを受け入れず、そのまま現在に至っている。

2 「(2) 日本と韓国との間の国交正常化交渉において重要な懸案事項であった財

産請求権問題（被告準備書面(1) 6ページ、21ページ以下参照、なお、船舶引渡し問題（被告準備書面(6) 21ページ）・相互放棄案（被告準備書面(6) 44ページ、遞信局関係（被告準備書面(7) 50ページ）、朝鮮人公務員に対しての支払恩給（被告準備書面(8) 17ページ）、朝鮮半島への帰還者に対する補償金問題（被告準備書面(8) 37ページ）；韓国に円系通貨及び日銀券が流通していたことと同国内におけるインフレ発生責任あるいは所持者に対する責任の存否ないし関連性の有無という問題（被告準備書面(8) 39ページ）、対韓経済協力（被告準備書面(9) 7ページ）を含む）について

(1) 「日本と韓国との間の国交正常化交渉において重要な懸案事項であった財産請求権問題（被告準備書面(1) 6ページ、21ページ以下）」の具体的な内容について

ア 我が国は、昭和26年（1951年）9月8日、連合国との間において、我が国と連合国との間の戦争状態を終了させ、また、戦争状態の存在の結果、存在していた問題を解決するために、サンフランシスコ平和条約を締結した。

同条約2条(a)は、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び蔚陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」とし、同条約4条(a)は、「この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権（債権を含む。）で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びそこの住民（法人を含む。）に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権を含む。）の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取扱の主題とする。」と規定していた。

我が国は、サンフランシスコ平和条約の発効（昭和27年（1952年）4月28日）に先立って、昭和26年（1951年）10月20日、韓国政府

と予備会談を開催し、昭和27年（1952年）2月15日から平和条約発効までに交渉を妥結することを共通の目標として第1次会談を開いた。

ところが、韓国政府は、第1次会談開催直前にいわゆる「李承晩ライン宣言」を発表し、また、第1次会談においても、請求権問題を始めとする多くの問題について、日本政府の立場と相いれない主張をするに至ったため、短期交渉の見通しが完全に失われるに至った。

その後、日本政府は、韓国政府と何度も会談を行い、予備会談開始以来13年8か月を経た昭和40年（1965年）12月に、日韓基本条約、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本と韓国との間の協定（以下「請求権協定」という。）を始めとする1条約、4協定、1交換公文を締結するに至った。

イ 上記のとおり韓国政府との間で協議された事項のうち、請求権問題が日韓両国が国交を正常化するに当たって解決すべき諸懸案のうちで最も重要かつ困難な交渉案件であった。

韓国政府は、日韓交渉の第1次会談からこの問題を提起し、交渉の中で、文書1358（乙第279号証）の2頁ないし17頁に記載されている「対日請求要綱八項目」を提案した。

その後も、日本政府は、韓国政府と交渉し、請求権の法的根拠や事実関係についての交渉を継続していたが、請求権の法的根拠についての理解の対立、証拠資料の散逸等の事情から、個々の問題の積み上げ方式による解決はほぼ不可能な状態となつた。

しかし、請求権問題のために日韓両国間の友好関係の確立を遅らせることは、大局的見地からみて適当でなく、また、将来における両国間の友好関係の発展という見地から、韓国の政治の安定、経済の発展に貢献することが必要であるとの考慮から、日本政府は、我が国の財政事情や韓国の経済開発計画のための資金の必要性をも勘案した上、韓国政府に対し、3億

ドルの無償供与及び2億ドルの長期低利の貸付という膨大な金額の資金供与を行うこととし、これと並行して請求権問題を最終的に解決することとして請求権協定が締結された。

この全体的な問題解決の方法の一つとして、請求権協定2条1において、「両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、昭和26年(1951年)9月8日にサン・フランシスコ市で署名された平和条約第4条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。」との規定が盛り込まれた。

なお、北朝鮮との間の請求権問題については、平成14年(2002年)の日朝平壤宣言において、「国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。」という原則が確認されるとともに、「日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等を実施することが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議する。」とされた。

(2) 「船舶引き渡し問題(被告準備書面(6)21ページ)」の具体的な内容について

「船舶引き渡し問題」とは、第二次世界大戦終戦時に日本沿岸に存在していた韓国籍船舶の所有権をめぐる問題である。

(3) 「相互放棄案(被告準備書面(6)44ページ)」の具体的な内容について

「相互放棄案」とは、日韓両国及びその国民のすべての財産及び請求権を

相手方への請求権と相互に放棄することによって、日韓間における財産請求権問題の解決を図る方法である。

(4) 「通信局関係（被告準備書面(7) 50ページ）」の具体的な内容について

「通信局関係」とは、上記第1の2(1)における「対日請求要綱八項目」のひとつである「日本政府の対朝鮮総督府債務の弁済の請求」に含まれる項目的うち、郵便貯金、国債、朝鮮簡易生命保険といった朝鮮総督府の外局である朝鮮総督府通信局に関するものである。

(5) 「朝鮮人公務員に対しての未払恩給（被告準備書面(8) 17ページ）」の具体的な内容について

「朝鮮人公務員に対しての未払恩給」とは、上記第1の2(1)における「対日請求要綱八項目」のひとつである「韓国法人又は韓国自然人の日本国民又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徵用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済の請求」のうち、「韓国人の対日本政府請求恩給関係その他」の項目に含まれるものである。

(6) 「朝鮮半島への帰還者に対する補償金問題（被告準備書面(8) 37ページ）」の具体的な内容について

「朝鮮半島への帰還者に対する補償金問題」とは、韓国へ帰還する在日朝鮮人に対する「補償金」に係る問題である。

(7) 「韓国に円系通貨及び日銀券が流通していたことと同国内におけるインフレ発生責任あるいは所持者に対する責任の存否ないし関連性の有無という問題（被告準備書面(8) 39ページ）」について

「韓国に円系通貨及び日銀券が流通していたことと同国内におけるインフレ発生責任あるいは所持者に対する責任」とは、大蔵省により類型化された円系通貨の発行に関連する責任を日本政府が負担する必要があるかという問題である。

(8) 「対韓経済協力（被告準備書面(9) 7ページ）」の具体的な内容について

「対韓経済協力」は、上記第1の2(1)で説明したとおり、日本政府が、韓国への政治の安定、経済の発展に貢献することを目的として、韓国に対し、3億ドルの無償供与及び2億ドルの長期低利の貸付という膨大な金額の資金供与を行ったことである。

3 「(3) 日本と韓国との間の国交正常化交渉において重要な懸案事項であった在日韓国人の地位に関する問題（被告準備書面(1) 6ページ、21ページ以下参照）」の具体的な内容について

日本政府は、昭和40年（1965年）6月、韓国政府との国交正常化交渉に伴い、多年にわたり日本に居住している韓国国民（以下「在日韓国人」という。）が日本の社会と特別な関係を有するに至っていることを考慮し、在日韓国人が日本の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようするため、韓国政府との間で、「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓協定」を締結した。

上記協定に基づき、昭和63年以降、日韓両国政府間で協議が重ねられ、平成3年1月、日韓両国外相は、「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する方針を定めた覚書」に署名した。

上記覚書の実施状況を確認するため、平成3年以降ほぼ毎年、日韓両国の外交当局間（局長レベル）において、在日韓国人の地位に関する協議が実施されている。

4 「(4) 日韓国交正常化交渉における文化財問題（被告準備書面(1) 27ページ）、私有文化財問題（被告準備書面(4) 29ページ）、文化財返還問題（被告準備書面(4) 30ページ）」について

(1) 「日韓国交正常化交渉における文化財問題」の具体的な内容について

日韓会談において、日韓基本条約とともに締結された「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「文化協力協定」という。）」により、日本政府は、文化協力協定附属書に記載されている一部の文

化財を韓国政府に引き渡すことを合意し、同協定に基づく文化財の引渡しを全て完了した。

(2) 「私有文化財問題」の具体的な内容について

上記(1)の文化協力協定締結に際し、私有の文化財についても、日韓両国政府間において議論され、上記議論を踏まえ合意された議事録に、「韓国側代表は、日本国民の私有の韓国に由来する文化財が韓国側に寄贈されることになることを希望する旨を述べた。日本側代表は、日本国民がその所有するこれらの文化財を自発的に韓国側に寄贈することは日韓両国間の文化協力の増進に寄与することにもなるので、政府としてはこれを奨励するものであると述べた。」と記録された。

(3) 「文化財返還問題」の具体的な内容について

上記(1)及び(2)と同旨である。

5 「(5) 日韓間で交渉中の排他的経済水域の境界確定（被告準備書面(1) 38 ページ）」の具体的な内容について

日韓間においては、かねてから排他的経済水域（以下「EEZ」という。）の境界画定がなされていなかったことなどから、日本政府は、国連海洋法条約締結のための作業を進める中、平成8年3月に開催された日韓首脳会談の際、両国首脳間において領有権問題と切り離してEEZの境界画定を促進することで一致し、現在に至るまで11回の交渉が行われた。

6 「(6) 日本と韓国、北朝鮮との間に存在する歴史的問題（被告準備書面(3) 13ページ）」の具体的な内容について

「日本と韓国、北朝鮮との間に存在する歴史的問題」とは、日本と韓国、北朝鮮との間における歴史に係る問題である。

7 「(7) 日韓間の経済協力問題（被告準備書面(4) 10ページ）」の具体的な内容について

「日韓間の経済協力問題」とは、上記第1の2(1)で述べたところと同旨で

ある。

8 「(8) 日韓漁業問題（被告準備書面(4) 13ページ）、漁業権問題（被告準備書面(4) 16ページ）、日韓漁業借款問題（被告準備書面(5) 21ページ）、漁業専管水域の設定（被告準備書面(8) 33ページ）」について

(1) 「日韓漁業問題」及び「漁業権問題」の具体的な内容について

「日韓漁業問題」とは、日本海における日韓間の漁業管轄権をめぐる問題である。

すなわち、日韓基本条約とともに締結された「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定（以下「漁業協定」という。）」1条1項に、「それぞれの締約国が自国の沿岸の基線から測定して十二海里までの水域を自国が漁業に関して排他的管轄権を行使する水域（以下「漁業に関する水域」という。）として設定する権利を有することを相互に認める。」との規定が盛り込まれた。

その後、日本政府は、平成8年（1996年）に批准した国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、沿岸国が自国のEEZにおいて、海洋生物資源の管理や新たな漁業秩序を確立するため、平成11年（1999年）、韓国政府との間で「漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定（以下「新漁業協定」という。）」を締結した。同協定においては、相互入会（2条ないし6条）、漁業暫定水域の設定（8条ないし10条及び附属書I）、日韓漁業共同委員会の設置（12条）等の事項が定められている。

(2) 「日韓漁業借款問題」の具体的な内容について

「日韓漁業借款問題」とは、日韓間の漁業の借款に係る問題である。

日本政府は、日韓経済協力の一環として、韓国政府の要望に応じて両国間の漁業協力を積極的に推進するという観点から、請求権協定に関する交換公文において、「1 三億合衆国ドル（三〇〇,〇〇〇,〇〇〇ドル）の額を超える商業上の基礎による通常の民間信用供与が、日本国の国民により締結されることがある適当な契約に基づいて、大韓民国の政府又は国民に対し行なわ

れることが期待され、これらの信用供与は関係法令の範囲内で容易にされ、かつ、促進されるものとする。」と規定した上で、「2-1の供与には、九千万合衆国ドル(九〇,〇〇〇,〇〇〇ドル)の額に達することが期待される漁業協力のための民間信用供与及び三千万合衆国ドル(三〇,〇〇〇,〇〇〇ドル)の額に達することが期待される船舶輸出のための民間信用供与が含まれ、これらの信用供与が日本国政府により承認されるに当たっては、できる限り好意的に配慮されるものとする。」と規定した。

(3) 「漁業専管水域」の具体的な内容について

「漁業専管水域」とは、一般的には、自国が漁業に関して排他的管轄権を行使することができる水域のことであるが、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた漁業問題との関連においては、「漁業専管水域」について、上記(1)のとおり、漁業協定1条1項において、「それぞれの締約国が自国の沿岸の基線から測定して十二海里までの水域を自国が漁業に関して排他的管轄権を行使する水域（以下「漁業に関する水域」という。）として設定する権利を有することを相互に認める。」と規定された。

9 「(9) 国内補償問題（被告準備書面(4) 26ページ）」の具体的な内容について

「国内補償問題」とは、請求権協定の締結によって、日本国民に補償を行う必要が生じるか否かという問題である。

10 「(10) 船舶問題（被告準備書面(8) 65ページ）」の具体的な内容について

「船舶問題」とは、上記2(2)の「船舶引き渡し問題」のことであり、第二次世界大戦終戦当時、日本沿岸に存在していた韓国籍船舶の所有権をめぐる問題である。

11 「(11) 日韓通商協定、同協定に基づいて日韓間において合意された貿易協定計画（被告準備書面(9) 52ページ）」について

本項目については、追って、回答ないし主張する。

第2 「2 その他、次にかかげる事項の具体的な内容に関する客観的事実」について

1 「(1) 大村収容所からの仮釈放（被告準備書面(1) 28ページ）、同収容所に収容されていた韓国人の第1次送還事業（被告準備書面(4) 12ページ）」について

(1) 「大村収容所からの仮釈放」の具体的な内容について

「大村収容所」とは、長崎県大村市に所在した外国人収容所のことである。

日本政府は、当時、日本漁船が韓国政府に拿捕され、日本漁船船員が韓国政府に抑留されるという事案が多発したことを憂慮し、日本漁船船員抑留問題を人道上の問題として早急に解決する方針の下、韓国政府と交渉を進め、その結果、韓国政府に抑留された日本漁船船員と大村収容所に収容された韓国人刑余者とを相互に釈放することで韓国政府と合意し、昭和32年（1957年）12月、相互釈放に関する交渉が正式に合意された。

(2) 「大村収容所に収容されていた韓国人の第1次送還事業」の具体的な内容について

「大村収容所に収容されていた韓国人の第1次送還事業」とは、上記(1)で説明した日韓両政府間における相互釈放の合意に基づいて行われた大村収容所から釈放された韓国人刑余者を韓国に送還する事業のことである。

2 「(2) 昭和27年当時の日本周辺の公海における日本漁船に係る拿捕事件対策（被告準備書面(1) 32ページ）」について

本項目については、追って回答ないし主張する。

3 「(3) 李承晩ライン水域（李ライン周辺水域）（被告準備書面(1) 37ページ）及び李承晩ライン問題（被告準備書面(2) 14ページ）」について

いわゆる「李承晩ライン問題」とは、昭和27年（1952年）1月、李承晩韓国大統領（当時）が、「海洋主権宣言」を行い、国際法に反して一方的に設定した「李承晩ライン」に基づいて、同ラインの内側の水域（李承晩ライン水

域)における漁業管轄権を一方的に主張するとともに、李承晩ライン水域内に竹島を取り込んだことに端を発する日韓間における竹島領有権問題のことである。

4 「(4) 黒山諸島付近において韓国船籍の忠南号に日本船籍定置網漁船が衝突したとされる事故 (被告準備書面(2) 5 ページ)」について

本項目については、追って回答ないし主張する。

5 「(5) 昭和40年5月当時の日韓漁業協定発効前における韓国周辺水域の海上保安庁の警備体制 (被告準備書面(2) 6 ページ)」について

本項目については、追って回答ないし主張する。

6 「(6) 『日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律』 (被告準備書面(2) 7 ページ) の内容及びその制定・廃止の経緯」について

「日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律 (昭和22年法律第116号)」は、日本沿岸に置き去りにされたと認定された船舶につき、一定期間内に所有者が支払い又は返還を要求しない場合の処理について規定していたが、同法律は、昭和29年(1954年)に廃止された。

7 「(7) 北方領土問題 (被告準備書面(3) 10 ページ)」について

北方領土問題とは、先の大戦末期の昭和20年(1945年)8月9日、ソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「ソ連」という。)が、当時まだ有効であった大日本帝国及「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間中立条約に違反して対日参戦し、今日に至るまでソ連及びロシア連邦による北方四島の占拠が続いている問題である。

現在、日本政府は、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという基本の方針に基づいて、ロシア政府との間で交渉を行っている。

8 「(8) 抑留者相互釈放実施計画 (被告準備書面(4) 11 ページ)」について

「抑留者相互釈放実施計画」は、上記第2の1(1)で述べた日本漁船船員抑留問題の解決のため、日本政府が、昭和32年(1957)年12月、韓国政

府との間で合意した韓国に抑留された日本漁船船員と大村収容所に収容された韓国人刑余者との相互釈放を実施する計画のことである。

9 「(9)在日韓国人の法的地位に関する委員会 (被告準備書面(4) 14ページ)、

在日韓国人の法的地位問題 (被告準備書面(4) 42ページ)について

(1) 「在日韓国人の法的地位に関する委員会」の具体的な内容について

国交正常化交渉中における日韓会談は、複数の委員会を設置し、各委員会において各懸案事項を議論するという方式がとられていたところ、第4次会談以降、「在日韓国人の法的地位に関する委員会」が設置され、「在日韓国人の法的地位に関する問題」について議論された。

(2) 「在日韓国人の法的地位問題」の具体的な内容について

「在日韓国人の法的地位問題」は、上記第1の3(1)のとおり、多年にわたり日本に居住している在日韓国人が日本の社会と特別な関係を有するに至っていることを考慮し、在日韓国人が日本の社会秩序の下で安定した生活を営むことができるようとするため、「在日韓国人の法的地位に関する委員会」において協議されていた問題であり、その解決策として、「在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓協定」が締結された。

10 「(10)国籍待遇問題 (被告準備書面(4) 17ページ)」について

「国籍待遇問題」とは、上記9(2)で述べた「在日韓国人の法的地位に関する問題」に関連する問題である。

11 「(11)在外本店会社の在日財産の帰属問題 (被告準備書面(4) 25ページ)」について

「在外本店会社の在日財産の帰属問題」とは、韓国に本店を設置していた法人の在日財産の帰属に関する問題のことである。

12 「(12)小笠原帰島問題 (被告準備書面(5) 11ページ)」について

「小笠原帰島問題」とは、小笠原諸島の島民の帰島に係る問題のことである。

小笠原諸島の島民は、第二次世界大戦中、内地疎開を命じられ、軍属として小笠原諸島に残留した島民も、第二次世界大戦終戦後、米軍によって小笠原諸島から引き揚げさせられた。

その後、昭和21年（1946年）に、欧米人系を祖先とする一部の島民は、小笠原諸島に帰島することが許されたが、それ以外の旧島民は、小笠原諸島が米国海軍の管轄下にあったため、安全保障上の必要を理由として帰島を許されなかった。

なお、小笠原諸島は、昭和43年（1968年）6月に米国から日本に返還された。

13 「(13) 沖縄軍用基地問題（被告準備書面(5) 14ページ）」について

「沖縄軍用基地問題」とは、サンフランシスコ平和条約発効後における、沖縄の米軍軍用地の新たな使用権原をめぐる問題である。

14 「(14) 小笠原諸島旧住民に対する補償問題（被告準備書面(5) 14ページ）」について

「小笠原諸島旧住民に対する補償問題」とは、上記12において説明した旧小笠原諸島島民に対する補償金に係る問題のことである。

15 「(15) 在韓抑留漁夫問題（被告準備書面(5) 16ページ）」について

「在韓抑留漁夫問題」とは、上記8で述べた韓国に拿捕され抑留された日本漁船船員の帰還をめぐる問題のことであり、上記1(1)のとおり、日本政府は、韓国政府との間で相互釈放交渉を行い、日本漁船船員の早期釈放を実現した。

16 「(16) ポルトガル政府との間の財産請求権問題（被告準備書面(5) 17ページ）」について

本項目については、追って回答ないし主張する。

17 「(17) 韓国向け冷凍貨物船輸出（被告準備書面(5) 18ページ）、韓国海苔の輸入（被告準備書面(5) 19ページ）」について

本項目については、追って回答ないし主張する。

18 「(18) 北朝鮮帰還問題（被告準備書面(5) 22ページ）」について

「北朝鮮帰還問題」とは、在日朝鮮人の北朝鮮帰還に関する日本政府の対応に関する問題のことである。

当時、在日朝鮮人の北朝鮮への帰還について、様々なやり取りが行われ、北朝鮮に帰還する希望を有する朝鮮人を大量かつ短期に帰還させるための臨時措置として、昭和34年（1959年）8月に「日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間における在日朝鮮人の帰還に関する協定」が結ばれ、同協定に基づいて帰還が実施された。なお、同協定は、昭和42年（1967年）11月まで存続した。

19 「(19) 中国との間における懸案事項（被告準備書面(5) 29ページ）」について

「中国との間における懸案事項」とは、日韓間における懸案事項を踏まえて協議された中国との間の懸案事項のことである。

20 「(20) 対韓援助問題（被告準備書面(5) 35ページ）」について

「対韓援助問題」については、上記第1の2(1)で述べた日本政府の韓国政府に対する経済援助政策に関する問題である。

21 「(21) 日銀券焼却問題（被告準備書面(6) 40ページ）」について

「日銀券焼却問題」とは、韓国内に存在していた日銀券が在韓米軍により焼却されたことにより、日本銀行が焼却された日銀券の原所有者に対し補償する責任を負うか否かについて、日本政府部内で議論された問題のことである。

22 「(22) 日本に留置された韓国籍汽船を韓国に返還する際に発生した維持保管費用等の支払に関する問題（被告準備書面(7) 29ページ）」について

本項目については、追って回答ないし主張する。

23 「(23) 朝鮮戦争により日本の対韓債権が回収困難になったこと（被告準備

書面(8) 43ページ」について

「朝鮮戦争により日本の対韓債権が回収困難になったこと」とは、文書1568（乙第308号証）の開示部分（1ページ）に、「日韓間の私的債権債務関係を当事者自治の原則に基づいて処理することとなった場合、わが方（引用者注：日本のこと、以下同じ。）の債務は支障なく取り立てられるに対し、わが方の債権は、朝鮮動乱のため事実上殆どとりたて得ないという結果に終わることが予想される。私有財産尊重の原則を建て前とする以上、右のような事実上の不利は避け難いことといわなければならない。ここにおいて、わが方の債権が事実上取立て得られないということが朝鮮動乱に起因する場合は、内乱に対する国家責任の理論を援用して、韓国にその損害賠償を請求する権利がわが方に生じないかということが考えられる。」と記載されているとおり、日本政府が韓国政府に対して有する債権が朝鮮戦争の勃発により回収困難になったとの見通しに基づいて日本政府部内で対応策を検討したことである。

24 「(24) 韓国への帰還を希望している在日韓国人等に対する財政支援等補償問題（被告準備書面(8) 55ページ）について

「韓国への帰還を希望している在日韓国人等に対する財政支援等補償問題」とは、韓国に帰国を希望する在日韓国人が韓国に定住することを促進するため、日本政府が韓国政府に援助を行うことを提案することについて日本政府部内で議論された問題である。

25 「(25) 日本の在外財産の一部をなす海底電線（被告準備書面(9) 49ページ）について

「日本の在外財産の一部をなす海底電線」とは、サンフランシスコ平和条約における「日本国とこの条約に従つて日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終

点施設を保有する」(4条(c)) という規定に基づき韓国との間で協議された海底電線のことである。

26 「(26) 38度線及び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産 (被告準備書面(9) 59ページ)」について

「38度線及び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産」とは、北緯38度以北で、かつ、朝鮮戦争後の休戦ライン以南であるいわゆる「三角地帯」と呼ばれる地域に存在していた日本の財産のことである。

以上